



預かり保育(中津子ども園事業)



利用できる園児	市立幼稚園に在園し、保護者の就労等「保育の必要性」があると市区町村長から認定(新2号認定)を受けた家庭(園児)
実施期間	月曜日から金曜日(土・日・祝日は実施しません) 夏季休業中・冬季休業中・春の期間 この他、職員研修・学校行事等のため年間15日程度実施できない日があります。
実施時間	【学期中】 ○ 幼稚園教育終了後～18:00まで 【長期休業期間中(夏季休業・冬季休業・春の期間)】 ○ 8:30～18:00まで
預かり保育料	月額上限7,200円が無償化され、保護者負担はありません。
昼食	給食有り…月額4,200円 ※長期休業期間中の給食はありません。業者によるランチサービスが受けられますが、一部お弁当が必要な期間があります。
送迎	降園時には、必ずお迎えをお願いします。 長期休業期間中は「送り迎え」をしてください。
臨時預かり保育について	就労等の理由を問わず月12日間まで利用できます(午前の預かり日額400円(長期休業中のみ)。午後の預かり16:30まで日額400円。)

